

国立大学法人兵庫教育大学人事基本方針

令和4年8月31日

学 長 裁 定

国立大学法人兵庫教育大学は次のとおり中長期的な人事方針を定める。

（理想の年代構成）

- いずれの年代においても同程度となるよう、バランスのとれた年代構成とする。

（大学教員）

- 厳しい予算状況を反映して、退職者の後任補充は、全学的な教員配置を勘案しながら検討していくこととし、クロスアポイントメント制度等を活用して人件費の抑制に努めつつ、教育研究組織の充実を図る。
- 40歳未満の若手研究者の在職割合を18%以上とするため、採用人事において、可能な限り若手教員での配置を検討する。
- 外国籍の教員の配置については、国籍にとらわれず、多様な人材を採用し大学教育の充実を図るため、2人以上とする。
- 学校現場等のニーズに応じた教育の推進を図るため、実務家教員（常勤で1年以上の経験を有する者）の割合を50%以上とする。

（附属学校教員）

- 附属学校園における教育・研究の活性化、公立学校等との人事交流の円滑化及び附属学校園において得られた成果を地域の学校に還元するための人事交流を促進する。

（事務職員）

- 教員と協働して、教育研究活動と大学運営を支援する能力を最大限に発揮できるよう、個々の職務遂行能力、勤務実績、人物、適正等を考慮した人事を行う。

（女性教職員）

- 女性管理職割合を15%以上とする。
- 女性教職員の採用比率を30%以上とする（人事交流者を除く）。

（障害者雇用）

- 障害者の法定雇用比率を遵守し、雇用比率を上回る教職員を配置する。